

平成19年度長崎地方裁判所委員会（第2回）議事概要

日 時 平成20年3月11日（火）午後1時30分～午後4時30分

場 所 長崎地方裁判所大会議室

出席者

（ 委 員 ）安達一藏，井田洋子，井上弘通，大島信裕，斉藤誠，仁田裕也，松延裕，水上正博
（五十音順，敬称略）

（事務担当者）徳重事務局長，平野民事首席書記官，真邊刑事首席書記官，松川総務課長

議事要領

第1 開会

新所長あいさつ

第2 委員長選任

委員の互選により，井上委員（地裁所長）が委員長に選任された。

第3 委員長代理指名

委員長は，委員長代理に安達委員（学識経験者）を指名した。

第4 協議

（ ）は委員長の，（ ）は委員の，（ ）事務担当者の発言。以下同じ。）

協議テーマ1

「地方裁判所委員会の役割と委員の任務」について

協議テーマ2

「裁判所が国民に身近で利用しやすいものであるために」について

（1）広報の在り方について

（2）職員の研鑽について

協議テーマ3

「法曹の在り方について」

(テーマ1を協議するに当たって、委員長が地裁委員会の導入目的・経緯について説明した。)

地方裁判所委員会の委員の役割というのは、国民、県民又は市民という立場に立って、地方裁判所の運営、つまり、その施設や機能面について様々な意見を述べるなどして、具体的に裁判所の運営に反映させることにある。

これまで当委員会では、「裁判所総合案内」の作成やサイン(案内表示)の改良など、「国民が裁判所を利用しやすいように」という観点から様々な議論を行ってきた。そういう意味では、委員として十分に責務を果たしてきたと考える。

委員会で議論したことをどういう形で外部に開示しているか。

議事録を裁判所のホームページに掲載し、だれでも自由に閲覧できるようにしている。

裁判所では、市民が気軽に相談できるような態勢は採られているか。

相談事務については、一般的にどこの裁判所でも広くやっており、特に支部や独立簡裁であればあるほどその職務に占める割合は高い。

前回、「裁判所総合案内」の新聞掲載について、「各種手続をQ&A形式で紹介するという企画であれば可能であろう。」と回答されたが、その後、検討されているか。

昨年、裁判所の電話がダイヤルインに変更されたり、労働審判など新たな手続が創設されたことから、「裁判所総合案内」の内容を見直す必要性が出てきたため、現在その内容について検討中である。Q&Aの作成及びホームページ掲載についても併せて検討しているところである。

広報活動に関しては、特に近年は裁判員制度に力を注いでいるが、それ以外の本来の裁判所に関する広報の在り方についても問題意識をもっている。この点、国民の裁判所に対するニーズと裁判所が国民にPRしたいも

のに食い違いがあるように思われるがどうか。

裁判員制度広報に力を入れなければならないのは当然であるが、法教育という点からの広報も考えるべきである。例えば、税務署などは、税務教育という点から、中学校や高校に年に数回出張講義を行っているが、裁判所も同じように法教育についての出張講義を行えば、法曹を目指す学生はもちろん、一般の学生にとってもよい経験になるであろうし、裁判所のよいPRにもなるのではないか。

また、ホームページでの広報も確かに有効ではあるが、今述べたようなホームページ以外の広報の必要性も考えるべきである。

「国民に身近な裁判所」という点で、将来的には、裁判所のコンビニ的な利用というのにも検討していく必要があるのではないか。

「国民に身近な裁判所」を裁判所全体が目指しているのは間違いないが、実態として、地域によって温度差がある。例えば、長崎市などの都市部では裁判所の敷居が低いほど、開かれていればいるほど相談に行きやすいようであるが、支部等の地方へ行けば行くほど、開かれていればいるほど、かえって地元の裁判所には入りづらく、わざわざ近隣の裁判所へ相談に行くケースがあるようである。

地方では社会が狭いので、うわさになるのを嫌がり裁判所に相談に行くことを控えてしまう。利用する側の意識の中にそういうプライバシーの問題があるのは間違いない。

この点、法テラスは、相談に行きやすいイメージがあるが、裁判所も法廷とか裁判とか、そういう権威的・象徴的な場所から離れた所に相談場所を設置すれば、市民も利用しやすくなるのではないか。

同様の問題は、弁護士についてもそのまま当てはまる。

数年前まで、弁護士会では、対馬、五島、壱岐などのゼロワン地域（弁護士がいなかったか1人の地域）に交替で法律相談に行っていたが、壱岐での

法律相談を例にすると、当時の相談場所が中心地の目立つところであったためか、当時、「正門から入りたくない。」とか、「裏から出れますか。」など電話で尋ねてくる人が非常に多かった。そこで、2、3年前に壱岐で法テラスを開設するときに、事務所を町の中心地からややはずれたところにある普通のテナントビルの2階にしたところ、相談者の数が急増し、「入りやすい。」という意見もよく聞くようになった。壱岐は訴訟などの事件数が少なかったので、法テラス開設時は、当然に赤字を予想していたが、今は、スタッフ弁護士が大活躍している状況である。

例えば、法改正の問題は別にして、メルカつきまち（長崎市中心街にある公共機関と民間の店舗が入った施設）などのビルに1コーナーを設け、そこで調停や労働審判等ができるようになれば、利用者の増加も期待できると考える。真に国民に利用してもらうためには、このような場所的なことも検討すべきではないだろうか。

また、ネーミングの問題についても、例えば、特定調停とか、労働審判と言っても、市民から見れば、分かりづらいので、パンフレットを作って広報するときには、もっと分かりやすい表現にした方がよい。

このような市民の視点に立った意見をきちんとした手続の中で汲み上げる機関は当委員会くらいしかなく、しかも、その意見は、長崎地裁の運営だけでなく、国の制度設計についても、幅広く反映させることができるものとする。

裁判所も弁護士も国民からまだまだ距離があるといわれる原因の一つには日本人の国民性が大きくかかわっているのだと思う。

例えば、ゼミの学生も一人では裁判傍聴に行こうとはしないが、誘うと喜んで付いてくるし、「裁判員をやりたいか。」と尋ねると、「責任があるからやりたくない。」という学生は多いけれども、そのような学生も少なからず裁判所に関心は持っており、実際に裁判傍聴などを体験する

と裁判所を身近に感じるようである。したがって、裁判傍聴の広報を幅広く行うのが効果的であると考える。

また、相談事務については、例えば、市役所と連携して実施するなどすれば、市民も行きやすくなるのではないか。

開かれた裁判所となればセキュリティーの面も考える必要があるが、その点は問題ないか。

他の官庁よりも裁判所の方がセキュリティーは厳重だと思うが、逆に、裁判傍聴など誰でも入れるのが裁判所でもあり、そういう意味で相対立する要請がある。

ところで、東京地裁では、朝から傍聴希望者が一階窓口に殺到し、その日にどんな裁判があるかを自由に検索し傍聴できるようになっているが、長崎地裁では、そこまでは開かれてはおらず、一週間の予定が受付で聞ける程度である。

長崎であれば、法廷も事件数もそれほど多くないので、東京地裁のような方法を探らなくても、一週間程度の予定が分かれば十分であろう。

長崎では、通常事件の傍聴人はほとんどいない。裁判傍聴は法教育という点で最も有効であるが、不特定多数を対象とした広報は効果が少ないので、例えば、学生や企業など対象を絞って広報するのが効果的である。

裁判を傍聴することで裁判が公正かつ迅速に行われていることが分かるであろうし、裁判に対する若い人たちの考え方も少しずつ変わっていき、利用者も増え、それによって、「国民に身近な裁判所」という、真の目的が達成されると考える。

民間は広報のノウハウを持っているので、ADRなどが、今後、どのような広報を行っていくのか非常に関心のあるところである。ADRは良い制度であるが、あまり盛況になると裁判所も弁護士会もどうなるのか懸念する点はある。司法制度も時代に応じて変わっていく必要があると感じ

ている。

検察庁は比較的自由に広報活動を行っているが、裁判所の場合、公正中立という立場もあるので、裁判傍聴の広報について、ある特定の事件を選んで働きかけるとするのは疑問がある。国民の意見を汲み上げ、公正中立を守りつつ、裁判所の運営について考えていく、そういう国民と裁判所間のクッション的な役割を当委員会は担っていると考える。

「開かれた裁判所」となると、今後、プライバシーの問題も表面化してくるのではないか。例えば、裁判傍聴が、ある意味プライバシーの侵害となることはないか。

公開されているので、原則として、プライバシーの侵害はないといえるが、一般的な取扱いを超えると侵害ということもあり得るであろう。

アメリカなどでは裁判の様子がテレビ放映されている。かつて日本でも被告人の在廷場面を撮りたいという報道側の要望に対し、「被告人は自らの意思で出頭しているわけではないので、ある種の人権侵害である。」という反対意見もあって、最終的には、現在のような代表社による冒頭部分のみの撮影となった経緯がある。

平成19年度の裁判所の広報活動としては裁判員制度広報が主であったが、各種団体からの裁判傍聴や裁判所見学などの受け入れも行っている。平成19年度の長崎地裁本庁においては、全38回、合計839名が裁判を傍聴又は裁判所を見学している。具体的には、大学、高校、中学校などの教育関係機関が25回で544名、県内の公民館講座による参加が4回で100名、その他各種団体が9回で195名である。

これらの裁判傍聴や裁判所見学の広報については、裁判所側から年に数回、県内の教育委員会、各種学校等に案内書簡を送付しているが、積極的に学校を訪問することまではしていない。

裁判傍聴を効果的にPRできる方法はないか。

これまでの受け身的な広報の不十分性は承知しているが、学校側の受け入れが甘くはないこともあり、コネクションの必要性を実感している。

裁判所単独では困難であろうから、法曹三者が共同で実施したり、市民相談など行政機関と連携して行うのはどうか。

市民相談などは、年度ごとに計画を立てて実施しているか。

年度ごとの計画は立てておらず、来る人次第である。

裁判傍聴に800人以上来ているのであれば、その際にアンケートをとって検証してみるのはどうか。アンケートの内容は、傍聴の感想だけでなく、裁判所の印象などいろいろなものが考えられる。それらの意見を検証することで、裁判所を身近に感じさせるヒントを得られるのではないか。

東京では、弁護士会が傍聴会のようなものを組織して行っているが、長崎での実施は難しいか。

5、6年前までは、一時そのようなものがあつたが、最近は行っていない。弁護士会でも、裁判員制度広報には取り組んでいるので、その中で裁判傍聴を取り上げることは可能であろうが、人的な面でも資金的な面でも問題がある。裁判員制度施行まであと1年となったが、弁護士会では、本来の弁護業務態勢の整備についても追いついていない状況であり、まして広報活動については、裁判所、検察庁に協力することで手一杯のようである。個人的には、裁判員制度が始まれば、自然に傍聴者は増えてくると考える。

弁護士会としては、裁判員制度に限らず、過疎地における民事関係の広報についても積極的に取り組んでいかなければならないと考えている。特に離島などの過疎地では、市民相談などの窓口が少なく、裁判所に行くにも距離があつたり、地元では行きづらいなど、過疎地特有の問題もあるので、そのような地域での広報については、弁護士会としても裁判所とタイアップしながらやっていく必要性を感じている。

裁判員制度広報に限らず、民事関係など裁判所全体の広報というのは息長く考えていかなければならないが、例えば、法律相談を考えたときに、相談に行く前提として、相談をしたいけれども、どういう問題があって、どこに相談に行けばいいのか、お金はどれくらいかかるのか等についての情報を得るきっかけになる何かが必要になるが、それが、例えば、当委員会の提案で作成した「裁判所総合案内」であったりするが、作ったら作ったで、それをどう広めていくかという問題も生じる。この点、ここまでの委員の意見を総合すると、特に地方での広報の必要性が高く、地域自治体の広報や相談体制に相乗りし、その橋渡しを弁護士会が行うというのが一つの解決方法であるように思うがどうか。

法テラスや弁護士会とのタイアップは可能と考える。

法律相談となると、お金がかかるということで、あきらめてしまう人も多いと思われるが、法律扶助が地方ではあまり知られていないというのも大きな問題である。

弁護士会でも多重債務の法律相談は1回は無料であるし、法テラスの法律扶助も回数制限はあるが、かなりの人が1、2回は無料で利用することができる。そういう手続が知人や友人に広まっていけばよいが、地方にはあまり広まっていないのが現状のようである。

ホームページ上で弁護士会や法テラスなど関係機関とのリンクを張れば、見る人たちも一定の道筋がつくので、情報を得やすくなるのではないか。

長崎地裁のホームページでもリンクが可能かどうか確認しておく。

長崎県弁護士会では早くからホームページを立ち上げているが、若手は別にして、ベテラン弁護士の場合、なかなか業務の取扱いや自己PRなど情報を出したがないところがある。

長崎の法テラスについては確認してみないとわからないが、おそらく本

部の方でホームページを立ち上げているものと思われる。

40代から50代の人に聞いてみると、ホームページは目的がないとなかなか見るものではないようであり、まして主婦や高齢者が見るかどうかは疑問がある。

だからこそ、高齢者などには、「裁判所総合案内」のように、何かあったときにすぐ見れるようなものが重宝するのである。

「裁判所総合案内」の配布については、予算などの面で困難ということであれば、法の日週間などで街頭配布するのはどうか。そのときは是非協力したい。

「裁判所総合案内」については、今後改良を加える予定なので、裁判員制度広報も含めた形で、新しいものを検討していきたい。

裁判所では、どのような職員研修を行っているか。

裁判所の研修は、大きく三つの体系、二つの系統、五つの階層に分けて実施している。三つの体系とは最高裁レベル、高裁レベル、自庁レベルに、二つの系統とは裁判部と事務局に、五つの階層とは管理者層、中間管理者層、調査官・書記官・係長等層、調査官補・事務官等層、新採用職員層に、それぞれ分けられている。

裁判所職員の接遇に関していうと、個人的には非常に好感度が高く、一般的にも同じように感じている人は多いと思う。むしろ、通常の民間企業などよりは数段に良い。

新採用職員研修などはどれくらいの期間行うのか。また、講師などを外部から招いたり、外部に出た研修などはあるか。

新採用職員の研修には、採用時に行う「フレッシュセミナー」という研修が2日間ある。また、接遇などで外部講師を招くこともあるし、ホテルや放送局に研修員を派遣して実施したこともある。

裁判所にはいろいろな人がやってくるが、これらの人たちへの対応方法に

については、研修だけで身につくものではなく、現場で実際に体験することで徐々に身についていくものである。

最近、マスコミ関係では、「うつ」などメンタルの問題が増加しており、研修で心理テストなどを行うこともある。

新入社員の意識も昔と比べると変わってきており、最近では、すべてを完璧にこなさないといけないという意識があるためか、壁にぶつかるとすぐに精神面で駄目になってしまう。入社3年目の社員が10年目の記者と同じ仕事ができるわけがないのに、開き直りができず落ち込んでしまう傾向にある。この点、裁判所では、メンタル研修などは行っているか。

裁判所では独立して系統だった研修は行っていないが、職員の健康管理の一環として、講師を呼んでの説明会などを実施している。

第5 次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

平成20年9月17日(火)13:30とする。

(2) 協議テーマ

次回の協議内容については、今回のテーマについて引き続き協議する。

また、新たなテーマについては、後日、委員に協議テーマのアンケートを取り、それらを参考に選定することとする。